

## 令和4年2月定例会 議案説明会

## ＜予算案件以外の案件一覧＞

## ＜令和4年度分＞

## ◆ 条例案件 3件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第47号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、宅地建物取引士資格試験手数料の額を改定する等のためのもの
議第56号	山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について	山形空港に係る着陸料を10分の1とする期間及び着陸料を徴収しない期間を延長するためのもの
議第57号	山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	港湾整備事業特別会計の対象である港湾整備事業の範囲を拡大する等のためのもの

## ◆ 条例以外の案件 1件

番 号	案 件 名	概 要
議第60号	一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について	一般国道13号新庄金山道路工事用地を国（国土交通省）に売渡すためのもの

## 令和4年2月定例会 議案説明会

## ＜県土整備部所管の2月補正予算の概要＞

## 〔一般会計〕

## 1 総括表

(単位：千円)

令和3年度現計予算	2月補正	2月補正後
69,128,790	19,716,535	88,845,325

## 2 主な内容

- (1) 政府の補正予算等への対応 28,860,377千円
- ① 公共事業 ※繰越明許費を併せて設定 25,255,574千円
    - ・河川整備補助事業 6,537,300千円
    - ・道路施設長寿命化対策事業 6,364,154千円
    - ・交通安全道路事業 1,616,642千円
    - ほか17事業
  - ② 直轄事業負担金 3,604,803千円
    - ・国直轄河川事業費負担金 1,497,178千円
    - ・国直轄高速道路等事業費負担金 1,010,285千円
    - ・国直轄道路事業費負担金 391,733千円
    - ほか2事業
- (2) 事業実績等により減額する事業（主なもの）
- ① 公共事業
    - ・建設災害復旧事業費 △3,798,196千円
    - ・砂防等災害関連緊急対策事業費 △2,163,895千円
  - ② 直轄事業負担金
    - ・国直轄建設災害復旧事業費負担金 △843,576千円
- (3) その他（主なもの）
- ・道路除雪費の増額 1,688,399千円

## 令和4年2月定例会 議案説明会

## ＜予算案件以外の案件一覧＞

## ＜令和3年度分＞

◆ 条例案件 なし

◆ 条例以外の案件 6件

番 号	案 件 名	概 要
議第20号	道路事業（単独）に要する費用の一部負担について	道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるためのもの
議第21号	急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について	急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるためのもの
議第22号	一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事（P3）請負契約の締結について	相手方：升川建設・みなと特定建設工事 共同企業体（西村山郡河北町） 契約金額：648,560,000円
議第23号	一般国道287号道路改築事業米沢北バイパス橋梁（仮称）桁製作架設工事請負契約の一部変更について	設計の一部を変更して実施するためのもの
議第24号	一般県道白滝宮宿線道路改築事業橋梁上部工事請負契約の一部変更について	工期及び設計の一部を変更して実施するためのもの
議第27号	権利の放棄について	測量、土木コンサルタント等業務の受注に係る不法行為による損害賠償請求事件の訴訟上の和解のための解決金に係る債権を放棄するためのもの

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(348) ー略ー</p> <p>(349) 建築基準 建築確認 次の表の法(昭和25年法 申請等手 左欄に掲律第201号)第6 数料 げる区分条第1項(同法 に応じ、そ第87条第1項に れぞれ同 において準用す 表の右欄 場合を含む。) に定める の規定に基づく 額 建築物(同法第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項の規定による全体計画の認定又は同法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による全体計画の変更の認定を受けた建築物を除く。以下この号において同じ。)の確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の計画の通知に対</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(348) ー略ー</p> <p>(349) 建築基準 建築確認 次の表の法第6条第1項 申請等手 左欄に掲(同法第87条第 数料 げる区分1項において準 表の右欄 用する場合を含 れぞれ同 む。)の規定に 表の右欄 基づく建築物 に定める (同法第86条の 額 8第1項若しくは第87条の2第1項の規定による全体計画の認定又は同法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による全体計画の変更の認定を受けた建築物を除く。以下この号において同じ。)の確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査</p>

する審査

区分	金額
一略一	一略一

(349)の2～(396) 一略一  
 (397) 宅地建物 宅地建物 7,000円  
 取引業法第16条 取引士資  
 第1項の規定に 格試験手  
 基づく宅地建物 数料  
 取引士資格試験  
 の実施

(398)～(423)の9 一略一  
 (423)の10 都市 低炭素建 次の表の  
 の低炭素化の促 築物新築 左欄に掲  
 進に関する法律 等計画認 げる区分  
 (平成24年法律 定申請手 に応じ、そ  
 第84号) 第53条 数料 れぞれ同  
 第1項の規定に 表の右欄  
 基づく低炭素建 に定める  
 築物新築等計画 額  
 の認定の申請に  
 対する審査

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一
備考	
1及び2 一略一	

第423号の10の表の付表第1 一略一  
 第423号の10の表の付表第2 一略一  
 第423号の10の表の付表第3

区分	金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（次号において「指定確認検査機関」という。）であるものに限る。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評	一略一

区分	金額
一略一	一略一

(349)の2～(396) 一略一  
 (397) 宅地建物 宅地建物 8,200円  
 取引業法第16条 取引士資  
 第1項の規定に 格試験手  
 基づく宅地建物 数料  
 取引士資格試験  
 の実施

(398)～(423)の9 一略一  
 (423)の10 都市 低炭素建 次の表の  
 の低炭素化の促 築物新築 左欄に掲  
 進に関する法律 等計画認 げる区分  
 (平成24年法律 定申請手 に応じ、そ  
 第84号) 第53条 数料 れぞれ同  
 第1項の規定に 表の右欄  
 基づく低炭素建 に定める  
 築物新築等計画 額  
 の認定の申請に  
 対する審査

区分	金額
イ～ニ 一略一	一略一
備考	
1及び2 一略一	

第423号の10の表の付表第1 一略一  
 第423号の10の表の付表第2 一略一  
 第423号の10の表の付表第3

区分	金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（指定確認検査機関であるものに限る。）により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	一略一

価されている場合		
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の11及び(423)の12 —略—  
(423)の13 建築 建築物エ 申請に係  
物のエネルギー ネルギー る建築物  
消費性能の向上 消費性能 の計画の  
に関する法律第 向上計画 変更に係  
36条第1項の規 変更認定 る建築物  
定に基づく建築 申請手数 1棟につ  
物エネルギー消 料 き、次の表  
費性能向上計画 (当該変  
の変更の認定の 更の内容  
申請に対する審 査が当該計  
画に新た  
な他の建  
築物(建  
築物のエ  
ネルギー  
消費性能  
の向上に  
関する法  
律第29条  
第3項に  
規定する  
他の建  
築物を  
いう。以  
下この号  
において  
同じ。)に  
係る事項  
を追加す  
るもので  
あるとき  
は、当該  
追加する  
他の建  
築物にあ  
っては、  
1棟につ  
き、前号  
の表)の  
左欄に掲  
げる区分  
に応じ、  
それ

—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の11及び(423)の12 —略—  
(423)の13 建築 建築物エ 申請に係  
物のエネルギー ネルギー る建築物  
消費性能の向上 消費性能 の計画の  
に関する法律第 向上計画 変更に係  
36条第1項の規 変更認定 る建築物  
定に基づく建築 申請手数 1棟につ  
物エネルギー消 料 き、次の表  
費性能向上計画 (当該変  
の変更の認定の 更の内容  
申請に対する審 査が当該計  
画に新た  
な他の建  
築物(建  
築物のエ  
ネルギー  
消費性能  
の向上に  
関する法  
律第34条  
第3項に  
規定する  
他の建  
築物を  
いう。以  
下この号  
において  
同じ。)に  
係る事項  
を追加す  
るもので  
あるとき  
は、当該  
追加する  
他の建  
築物にあ  
っては、  
1棟につ  
き、前号  
の表)の  
左欄に掲  
げる区分  
に応じ、  
それ

ぞれ同表  
の右欄に  
定める額  
を合算し  
た額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 1 及び 2 ー略ー	

第423号の13の表の付表第1 ー略ー  
第423号の13の表の付表第2 ー略ー  
第423号の13の表の付表第3 ー略ー  
(423)の14～(478) ー略ー

ぞれ同表  
の右欄に  
定める額  
を合算し  
た額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 1 及び 2 ー略ー	

第423号の13の表の付表第1 ー略ー  
第423号の13の表の付表第2 ー略ー  
第423号の13の表の付表第3 ー略ー  
(423)の14～(478) ー略ー

## 山形県空港管理条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から<u>令和4年3月31日</u>までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から<u>令和4年3月31日</u>までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から<u>令和5年3月31日</u>までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から<u>令和5年3月31日</u>までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>



## 山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 港湾整備事業（地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条第7号に規定する港湾整備事業並びに<u>荷さばき場、野積場、給水施設、公共臨港線及びスポーツ又はレクリエーション</u>の用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供するための港湾施設の整備事業をいう。）の円滑な運営とその経理の適正を図るため、山形県港湾整備事業特別会計を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 港湾整備事業（地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条第7号に規定する港湾整備事業並びに<u>鉄道、荷さばき地、野積場、船舶のための給水施設、休憩所及びスポーツ又はレクリエーション</u>の用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供するための港湾施設の整備事業をいう。）の円滑な運営とその経理の適正を図るため、山形県港湾整備事業特別会計を設置する。</p>